奈良県公契約執行適正化委員会規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第三十五号

奈良県公契約執行適正化委員会規則

(趣旨)

第 (以下「委員会」という。 「条例」という。 この規則は、 第十九条第二項の規定に基づき、 奈良県公契約条例 の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (平成二十六年七月奈良県条例第十一号。 奈良県公契約執行適正化委員会

(所掌事務)

第二条 委員会は、 次に掲げる事項について調査審議を行う。

条例第八条の規定による必要な措置を講ずることに関し必要な事項

一 条例第十六条の過料の適否に関し必要な事項

(組織)

第三条 委員会は、委員三人以内で組織する。

委員は、 中立かつ公正な立場にあって、 法律及び公契約に関し優れた識見を有する

者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、 再任を妨げない。 ただし、 当該委員が欠けた場合にお

ける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、 委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、 あらか じめ委員長の指名する委

員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

びに委員会に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知 委員長は、 委員会を招集しようとするときは、 書面により、 しなけ れ ばならない 会議の日時及び場所並 ただし、

やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 ない。 委員会は、 委員の半数以上の出席がなければ、 会議を開き、 議決をすることができ
- 4 の決するところによる。 委員会の議事は、 出席した委員の過半数をもって決 可否同数のときは、 委員長
- 5 前項の場合におい ては、 委員長は、 議決に加わる権利を有しない
- 6 委員会の会議は、公開しない。

(委員以外の者の出席)

第七条 委員長は、 必要があると認めるときは、 会議に関係者の出席を求め、 必要な説

明を求め、又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第八条 委員は、 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様

とする。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、 会計局総務課において処理する。

(その他)

第十条 この規則に定めるもの のほ か、 委員会の運営について必要な事項は、 委員長が

委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。